

ぶらんこ

FPIC 盛岡ファミリー相談室通信
開設5周年記念号 (5号)
2024 (令和6) 年1月25日発行



FPIC 盛岡ファミリー相談室の5年間の歩みと今後の課題

盛岡ファミリー相談室事務長 魚住 英昭

(1) 面会交流支援の実情

公益社団法人家庭問題情報センター (通称エフピック) の地域組織として2018年10月に開設した盛岡ファミリー相談室は、2023年10月で5周年を迎えました。後半は、新型コロナに



開設総会代表挨拶

翻弄され、一時期、会合を開くことすら困難な時期もありましたが、支援員の熱意と尽力により、着実に利用者の支

援ニーズに沿った実績を積み重ねてきました。

私たちは、この5年間、子の最善の利益を合言葉に、個々のケースが抱える困難さや万全とは言えない支援環境上の制約を乗り越えつつ、支援を継続してきました。これまでの支援ケースは、既に終了したものも含めて30数例に及びます。父母相互の不信感が未だに解消されず緊張感をはらんだ状況の中で支援が開始されたケースでも、当初、おどおどと父母の顔色を窺っていた子が徐々に面会親に心を開き、夢中になって遊んだり、抱き着いたりする光景もしばしば見受けられました。また、離婚時の条件闘争を持ち越したかのように些細なことで対立を示していた父母が子の喜ぶ姿に接して、徐々に態度を軟化させ、自立の実施に移行するなど、親自身の成長が見受けられるケースもありました。

面会交流支援については、都市部を中心に

FPIC傘下、もしくはそれ以外の先行する支援団体があり、それぞれの支援経験を通じて支援契約の可否や支援方法、支援料などにつき、基本的な考え方やマニュアルが一定程度整備されていました。ただ、私たちは、盛岡の地で面会交流支援をするに当たって、これらの先行団体の規定やマニュアルをそのままなぞることはしませんでした。私たちの置かれた地域が、独自の精神文化や経済状況を抱えているほか、交通アクセス等、支援環境も都市部とは大きく異なっていたからです。私たちは、何よりも直接的支援体験とそこからの学びを大切に、多様な支援ニーズに対し、実験的意味合いを込めて関わってきました。初期の試行段階では、母の代理人がアフターケアとして実施していた間接的交流を双方との事前面談ができないまま受け継ぎ、酔った父親から悪態をつかれながら手紙やプレゼントを仲介したケース、第三者支援が同居親のみのニーズに基づくことを理由に費用の支払いを拒絶している父と子の面会交流につき連絡調整支援を継続したケース、子の発達上の障害や面会親自身の精神疾患により直接交流が不適當であると診断されている状況でありながら、



父母による子の情報共有に可能性を見出し父母の交流を支援したケースなどもありました。また、母親との分離不安が強く、すぐに直接交流



が望めない幼児が対象のケースでは、将来の交流に向けて支援員との関係づくりをする準備的支援も試みています。最近では、面会交流支援団体の空白区となっている東北地方にあって、県外からの支援打診も相次ぐようになり、一部の事案では、父母双方との事前面談と契約を経て連絡調整支援を実施しています。

私たちは、5年前の開設以降、毎月、定例会を実施しているのですが、所要時間の半分をそれぞれの支援担当者がかかわる事例の報告と検討に充ててきました。上述のように、それぞれのケースが固有の解決課題を抱えており、事例検討は、さながら面会交流研究会といった様相を帯びていました。そうした中で、私たちには、あらためて見えてきたことが数多くありました。契約前の父母双方との事前面談の重要さとそれに伴う親ガイダンスの必要性、父母自身による自立的面会交流実施に向けての動機づけ、父母や子からフィードバックを受けるとともに目標を再設定する中間面談の大切さ、支援受理の可能性や継続性を評価する上での基準、家事調停との連携を図るうえでの着眼点などがそうです。

私たちは、開設時、一応は支援の基本的な指針とすべき面会交流支援要領を策定したのですが、実際に支援に関わってみると、これまで想定していなかったような事態が次々と生じました。それぞれのケースはどれひとつとして同じものがなく、個別的に背景を分析したり、方向付けを模索したりする必要がありました。私たちは、この5年間の支援の経験とその分析・検討を通じて、確実に専門性を向上させてきたも

のと自負しています。

(2) FPIC 盛岡ファミリー相談室の組織的課題

5周年を迎えた盛岡ファミリー相談室ですが、私たちは、組織運営上も深刻な課題に直面しています。ある意味で、危機的な状況と言っても過言ではないように思います。

第一は、未だに利用者との面談や委員会の開催等を可能にする独立した事務所を開設できていないことです。東京に本部を置く公益社団法人の下部組織とはいえ、私たちは基本的に独立採算制をとっており、会員の会費と利用者の支援料のみで組織の運営を図っています。さいわい、公益団体に会議室を開放して下さっている岩手カトリックセンターのご厚意により、定例会や役員会、利用者との面談等に利用させていただいていますが、今後の状況により、将来的にも継続して利用できるかどうかという保証はありません。

次に、会員の高齢化と後継者の減少という問題です。もともと、私たちの組織の主力メンバーは、家事調停委員経験者(元職の割合が高い)と家裁調査官OBであり、高年齢層が大部分です。支援の専門性を重視し、家庭問題に関わる実務経験にこだわってきたことの負の側面です。時間が経過するにつれて体調に異変が生じたり、親族の介護が必要になったりということとで役割を継続できない会員も徐々に増えてきます。また、華やかに開設を宣言した発足時と異なり、新たに協力を申し出てくださる賛助会員等も年々少なくなりつつあります。特に、種々のケースにつきスーパーバイズの役割を担ったり、地域のニーズに応じて講師を引き受



けたりできる家裁調査官 OB の補充が進まず、組織の維持・発展に暗い影を落としています。退職年齢の延長や人材の都市部への流出、偏在がその背景となっていることは言うまでもありません。

(3) 今後の展望

私たちが今後も「子の権利」「子の最大の利益」を軸に継続的に活動を継承していく上で鍵となるのは、岩手県や盛岡市等、行政との連携、また、DV 等を含む男女共同参画と子どもの権利、双方



の領域に深い関与と知見を有する弁護士会との連携であると考えています。まず、行政に関して付言すると、兵庫県の明石市が子ども支援やひとり親支援の一環として、面会交流支援や養育費の取決め・確保の支援を含む包括的な相談・支援を実施するパイオニアとなったことを受けて、厚労省がこうした取組みをモデル事業としたり、助成の対象とする種々の支援メニューを掲げたりするようになりました。その後、子ども家庭庁が創設され、子ども支援やひとり親家庭支援に対する必要性は喧伝されるようになったものの、全国的に見ると、財政事情によるのか、厚労省の掲げるモデル事業や支援メニューを導入している地方自治体は、さほどの広がりを見せておりません。

ただ、先進的にこれらの支援メニューを取り入れている自治体では、ひとり親家庭の支援員等が弁護士会と連携し積極的に養育費の取決めや確保の支援に当たっているほか、面会交流支援団体に委嘱して一定期間、利用者が無料で面会交流支援を利用できるようになっています。

これ以下は、私見となりますが、私は、将来的には、各自治体の支援員等が養育費確保や就労・就学支援とともに面会交流支援にも関与することが必要と考えています。面会交流支援を全面的にボランティアが実施するのではなく、実務経験を有するボランティアが自治体の支援員と共同して支援を行うことによりノウハウを伝え、養成研修やスーパーバイズにも関わることが子の権利と女性の権利のバランスを図りながら持続的に支援を継続していくことを可能にするものと考えています。子どもの権利としての面会交流に対する国や自治体の助成も不可欠です。私たちは、小規模な公益団体に過ぎず、以上のような提言を国や自治体に伝えていくためには、大変微力な存在です。ただ、これらの問題に深いかかわりと知見を有する弁護士の方々であれば、私たちと共通の問題意識をお持ちの方が少なくないと思います。岩手弁護士会や法テラスには、私たちと意見交換を重ねつつ、ともに行政に対し、面会交流支援を含む子ども・ひとり親家庭施策の充実に向けた働きをしてくださることを強く期待しています。

(4) 行政・関係機関の方々へのご協力をお願い

私たちは、本年4月5日(金)、盛岡市との共催により、午後2時から「おでってホール」において、山形県の面会交流支援団体である NPO 法人『面会交流支援虹の会やまがた(愛称 虹の会)』の理事・渡邊大輔弁護士を講師に招き、行政と連携した支援機関の運営と支援の現状をテーマに講演会を開催することを計画しています。同 NPO 法人は、盛岡ファミリー相談室よりも1年以上遅れて発足した団体ですが、開設後まもなく県から事務室や面談室の提供を受けると共に県が主体となる面会交流支援事業を受託する形で、希望する利用者が1年間無料で支援を受けられ

る態勢を築いています。私たちにとっても、どうしてこのようなことが可能になったのか大変興味深いのですが、おそらく、岩手県や各市町村の関係部署や支援担当者にとっても今後の施策立案上、参考となることが多いのではないかと思います。また、面会交流や養育費等の調停事務にかかわる弁護士や調停委員の方々にとっても有

益な機会になるものと考えております。その他、女性相談に対応する女性センターや男女共同参画部門の担当者にとっても貴重な情報収集の機会になるものと思われまますので、是非、参加をご予定いただき、これを機会に今後の連携の労をとってくださいますようお願い申し上げます。

【編集後記】 最初に、能登半島地震で被災された方々にお見舞申し上げます。

今回は、設立5周年記念号として「5年間の歩みと今後の課題」と4月開催の「講演会」を紹介するために4ページになりました。

FPIC 盛岡を よろしく願います。(H・U)

FPIC 盛岡ファミリー相談室へのアクセス

〒020-0823 盛岡市門2丁目2-15 宮古方

電話 080-9254-1454. 080-9254-2241

受付時間：平日午前10時～午後4時

Email: buranko2215@gmail.com

HP: <https://buranko2215.web.fc2.com/>

ご案内

～子ども・ひとり親家庭支援の一環としての
面会交流支援の在り方考える講演会～

「山形県における面会交流支援活動の歩み」



講 師

NPO 法人『面会交流支援虹の会やまがた』(愛称「虹の会」)

理事(弁護士) 渡 邊 大 輔 氏

子どもが物心両面で満たされた中で育つことは、子ども自身や社会にとって大切なことです。ひとり親家庭の子どももその例外ではありません。離婚等により片方の親と離れて暮らす子どもが別居親との間で行う面会交流は、養育費等の経済的支援と共に、子どもの幸せにとって不可欠です。

「虹の会」は、行政と司法の連携によって県事業を受託し、利用者負担のない面会交流支援を実現しました。その歩みは、先進的な活動として、色々な支援を行っている行政や福祉団体等にとっても、有益な指針になると考えられます。

日 時： 令和6年4月5日(金)午後2時～4時30分

会 場： プラザおでって 3F ホール

盛岡市中ノ橋通一丁目1-10

(TEL019-604-3300)

対 象： 子ども支援・ひとり親家庭支援に関心のある方

主 催： FPIC 盛岡ファミリー相談室

共 催： 盛 岡 市

連絡先： 魚住英昭 (盛岡ファミリー相談室)

電 話： 080-1811-0358